

美浜町空き家情報登録制度補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、美浜町への移住及び定住を促進し、人口減少の抑制と地域の活性化を図るため、美浜町空き家情報登録制度実施要綱に規定する空き家情報バンクに登録された物件を購入又は賃貸した者に対し、補助金を交付するものとする。ただし、交付に関しては、美浜町予算決算会計規則(平成 11 年美浜町規則第 20 号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の名称)

第 2 条 この補助金は、美浜町空き家情報登録制度補助金(以下「補助金」という。)と称する。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 美浜町空き家情報登録制度(以下「空き家バンク」という。)に登録した家屋をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 定住 本町に永く住むことを前提として住民基本台帳に登録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。

(補助対象者及び補助金額等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)及び補助金額並びに対象経費等は、別表のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、美浜町空き家情報登録制度補助金交付申請書(様式第 1)及び別表に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第 6 条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、美浜町空き家情報登録制度補助金交付決定通知書(様式第 2)により申請者に通知するものとし、補助金の交付決定をしなかったときは、美浜町空き家情報登録制度補助金非該当通知書(様式第 3)により、申請者へ通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 申請者は、美浜町空き家情報登録制度補助金実績報告書(様式第 4)に別表に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 8 条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、美浜町空き家情報登録制度補助金確定通知書(様式第 5)により、申請者に通知するものとする。

第 9 条 申請者は、前条の規定により補助金の交付決定通知を受けたあと、速やかに美浜町空き家情報登録制度補助金交付請求書(様式第 6)を町長に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第 10 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、美浜町空き家情報登録制度補助金返還命令書(様式第 7)により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から 60 日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(美浜町空き家情報登録制度補助金交付要綱の廃止)

- 2 美浜町空き家情報登録制度補助金交付要綱(平成 26 年 4 月 1 日要綱)は、廃止する。

附 則(---年---月---日要綱第---号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

補助 対象 者	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1)「空き家バンク」制度の物件登録者(貸主)又は利用登録者(買主) (2)美浜町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱又は美浜町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱に定める耐震改修工事の補助を申請する者又は住宅の断熱化若しくはバリアフリーに対応する工事を必要とする者 (3)対象年度内に空き家の売買契約又は最初の賃貸借契約をした者 (4)この補助金に係る改修に関して、国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない者 (5)この補助金に係る改修を行う空き家に、補助金の交付を受けた日から 10 年以上定住する意思のある者が入居している空き家の所有者又は管理者
対象	次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。 (1)耐震改修工事に伴う工事で、耐震改修の補助金の対象になっていない工事 (2)住宅の断熱化又はバリアフリー化に対応する工事
補助 金額	耐震改修工事又は断熱化、バリアフリー化に伴う改修工事は、10 万円を限度とする。段階的耐震改修工事に伴う改修工事は、それぞれ 5 万円を限度とする。ただし、限度額以下の場合は、工事に要した経費を限度とする。

対象 経費	他の補助金の対象になっていない改修工事に要した経費とする。
交付 申請	1 申請時期 改修工事の着手前に申請すること。 2 添付書類 (1) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し (2) 入居者の美浜町の住民票 (3) 耐震改修工事の補助金交付申請書の写し (4) 改修に要する経費に係る見積書の写し(耐震改修工事との区分が明確にしてあるもの) (5) 改修予定箇所の位置及び改修の内容の詳細が分かる書類 (6) その他町長が必要と認める書類
実績 報告	1 報告期限 改修工事が完了した日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに報告すること 2 添付書類 (1) 改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し (2) 耐震改修工事の交付確定通知書 (3) 施工前後の工事写真(改修の内容が確認できるもの) (4) その他町長が必要と認める書類